

八王子市職員等事業本部同好会設立要綱

(目的)

第1条 この要綱は、八王子市職員等事業本部（以下「事業本部」という。）の福利厚生活動の一環として、会員の文化教養の向上、保健体育の増進及び会員相互間の親睦・交流の活性化を図るため、同好会を設立することについて、必要な事項を定めるものとする。

(同好会の登録)

第2条 新たに同好会を設立する者及び会員は、八王子市職員組合及び臨時・非常勤職員組合員、公共労組合員、退職者会員、事業本部賛助会員（以下「組合員」）に加入している者であること。また、次の各号に掲げる事項を毎年4月（10月から新たに活動を行う場合にあっては、9月）の所定日までに事業本部に届け出なければならない。

- 一 八王子市職員等事業本部同好会設立申請書（別記第1号様式）
 - 二 同好会規約
 - 三 代表、副代表及び会計
 - 四 事業計画書
 - 五 事業予算書
 - 六 会員名簿
 - 七 前各号のほか事業本部が必要と認める事項
- 2 事業本部は、前項の届出をした同好会について、審査の後、登録する。ただし、事業本部は、第1条の趣旨に明らかに反すると認めた場合には、届出を受理しないことが出来る。
 - 3 既存のクラブと共通性がある場合は、協議を行う。

(便宜供与)

第3条 設立された同好会は、次の各号に定める便宜供与を受けることができる。供与の内容については、別に定める。

- 一 組合事務所会議室、印刷機の使用（用紙については同好会で用意、持参）
- 二 職員会館の使用
- 三 新規会員募集活動等での八王子市職員組合ホームページの利用
- 四 組合行事への参加

(補助金)

第4条 同好会の活動に必要な補助金を受給することができる。その場合は事業予算書の提出を受けたうえで、審査の後、クラブへの固定補助（7万円）と会議費等（3万円）の半額である最大5万円を補助する。

2 その他、補助金等に係る事項については、「八王子市職員等事業本部クラブ補助金交付要綱」及び「八王子市職員等事業本部クラブ講習会・大会・ツアーブ補助金交付要綱」を適用する。

(クラブ補助金交付要件)

第5条 本要綱に基づいて設立された同好会が、「八王子市職員等事業本部クラブ補助金交付要綱」に定める補助対象クラブになるためには、次の各号に掲げる事項を満たす必要がある。

- 一 3年以上継続して活動した実績があること
 - 二 八王子市の代表クラブとして活動が出来ること
 - 三 年に1回以上、組合員向けの企画事業を行っていること
 - 四 会員が10名以上所属していること
 - 五 前各号のほか事業本部が必要と認める事項
- 2 本条における交付要件を満たした同好会は、以降その名称を、「部」ないしは「クラブ」と改称し、名乗ることが出来る。
- 3 本要件を満たしていても、補助金を受給せずに同好会の状態で活動を継続することを妨げるものではない。

(報告書の提出)

第6条 第4条より補助金の交付を受けた同好会は、次の各号に掲げる書類を事業本部事務局に指定された期日まで提出する。

- 一 収支報告書・領収書
- 二 活動報告書または実績報告書
- 三 会員名簿

附則

この要綱は、2022年（令和4年）1月1日から施行する。